北原町内会自主防災組織

北原町内会自主防災組織の活動内容

① 毎月、夜警を実施

今から26年ほど前、飯坂地区で「放火によると思われる火災」 が多発し、「自分のまちは自分達で守る」という基本理念で巡回 を行ったことがはじまりで現在に至っている。

その間、マンネリ化を打破するため、ユニホームを新調したり、 集結場所に自宅を提供したり、新聞に掲載してもらったりと工夫 を行った。

また、毎年10月15日には、小学生のうちから、地域への理解を深め、防災意識を高め、将来の防災の担い手をはぐくむため、町内の小学生中心に夜警を行っている。

令和3年の10月には、夜警の実施前に防災講話の機会を設け、「 避難情報や住宅用火災報知器・消火器の説明や点検」について、 飯坂消防署員からの講話をいただいた。













北原町内会自主防災組織の活動内容

② 工夫をしてコロナ禍でも自主防災訓練を継続

密を避けて、距離を取り、屋外での開催とするなど、コロナ対策 を図り、令和2年11月には、町内の公園において実施した「写真 パネル展」の行事に合わせて訓練を実施した。







北原町内会自主防災組織の活動内容

③ 工夫をしてコロナ禍でも自主防災訓練を継続

災害発生時の一時避難場所として、町内会内に属している「株式会社サンレディ」の駐車場を提供していただくために、町内会とサンレディとの間で、「災害時相互応援協定」を締結した。

災害時相互応援に関する協定書

北 原 町 内 会 株式会社サンレディ

災害時相互応援に関する協定書

北原町内会(以下「甲」という。)と株式会社サンレディ(以下「乙」という。)は、 災害時相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、福島市内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害 (以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲は、 この協力を得て被災者に対し、迅速かつ円滑に一時避難場所の提供等を目的とし、 必要な事項を定めるものとする。

(要請の方法)

第2条 乙は、「災害等」時に、応急対応等のため協力が必要となった場合は、別添 の場所を一時避難所として使用することを許可する。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合、乙の営業に支障のない範囲において、連や かに協力を実施するものとする。

(協力の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する範囲は、次のとおりとする。 乙が所有する駐車場の一時避難場所としての提供

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者等を決定 し、連絡責任者等報告書(採式第1号)により相手方に報告するものとし、当該連 絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

(平時からの協力)

第6条 甲及び乙は、平時からの協力関係を強化し、災害に関する情報の提供や共有、 その他の必要な訓練等の実施に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じたときは、その 都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間 満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合 は、更新されたものとし、その後においても同様とする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保 有するものとする。

令和 3 年 9 月 22日

甲 福島県福島市飯坂町平野字北原26番地 北原町内会 , 上

長山

る 福島県福島市飯坂町平野字下ノ檀 番 株式会社 サンレディ 代表取締役 - 海 闪達 - 四 災害時相互応援に関する協定で定める一時避難場所

場所:福島市飯坂町平野字下ノ檀2番地の4

株式会社 サンレディ駐車場

